

1 東京都革靴製造業最低工賃

効 力 発 生 の 日

令 和 5 年 8 月 9 日

【適用対象者】

東京都内において、革靴製造業に係る業務に従事する家内労働者及び
その委託者

靴1足につき下記金額

業 務	品 目		規 格		工 程 (下記の工程すべてを行う場合)	金 額
			革 の 種 類	型及びデザイン		
製 甲	紳 士 靴		牛革の銀付き 又はガラス張り	裏付き、外羽根、 無飾り及びひも付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又は テープ取り、かかと部の縫いまと め、裏張り並びに縁ミシン掛け	811円
	婦 人 靴	パンプス	同上	裏付き、無飾り及び ヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又は テープ取り、えぐり折り込み部への 補強テープの挿入、かかと部の縫 いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛 け	685円
		ショートブーツ	同上	裏付き、ファスナー付 き、はぎ付き(2か所 に行うものに限る。) 及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又は テープ取り、上縁の折り込み部へ の補強テープの挿入、ファスナー 付け、かかと部の縫いまとめ、裏 張り並びに縁ミシン掛け	1,281円
		サンダル	牛革の地生	裏付き、無飾り、前あ き、ふち折り、バック バンド及び美錠付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又は テープ取り、裏付け、縁ミシン掛 け、さらい、バンド穴あけ並びに美 錠付け	616円
底 付 け (セメント デッド方式によるものに限る。)	紳 士 靴		牛革の銀付き 又はガラス張り	裏付き	中底仮止め、先しん及び月型しん 入れ、つり込み、起毛並びにシャン ク又は中しん入れ並びに本底張付 け	689円
	婦 人 靴	パンプス	同上	裏付き及びヒール付 き	中底仮止め、先しん及び月型しん 入れ、つり込み、起毛並びにシャン ク又は中しん入れ、本底張付け並 びにヒール付け	764円
				裏付き、ヒール付き 及びストム付き	中底仮止め、先しん及び月型しん 入れ、つり込み、起毛並びにシャン ク又は中しん入れ、本底張付け並 びにヒール付け	883円
		ショートブーツ	同上	裏付き及びヒール付 き	中底仮止め、先しん及び月型しん 入れ、つり込み、起毛並びにシャン ク又は中しん入れ、本底張付け並 びにヒール付け	1,107円
		サンダル	牛革の地生	裏付き及びヒール付 き	中底仮止め、つり込み、起毛、本 底張付け及びヒール付け	616円
裁 断	紳 士 靴		牛革の銀付き 又はガラス張り	外羽根、無飾り及び ひも付き	甲革の爪先革、舌革、腰革(外側) 及び腰革(内側)の裁断	140円
	婦 人 靴	パンプス	同上	無飾り及びヒール付 き	甲革の本体、内腰及びヒール巻 きの裁断	120円
		ショートブーツ	同上	ファスナー付き、はぎ 付き(2か所に行うも のに限る。)及びヒ ール付き	甲革の本体及びヒール巻きの裁断	160円
		サンダル	牛革の地生	無飾り、前あき、ふ ち折り、バックバンド 及び美錠付き	甲革の本体、ベルト及びヒール巻 きの裁断	130円

2 東京都婦人既製洋服製造業最低工賃

効 力 発 生 の 日
令 和 6 年 8 月 3 1 日

【適用対象者】

東京都内において、婦人既製洋服製造業に係るワンピース、ジャケット、コート、スカート又はパンツ(スラックス)のまとめの業務に従事する家内労働者及びその委託者

品 目	ワンピース、ジャケット、コート、スカート又はパンツ(スラックス)
-----	----------------------------------

工 程	規 格		金 額	
身返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上		1か所につき	19円
身返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上		10センチメートルにつき	22円
すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上		20センチメートルにつき	29円
スナップ付け	1センチメートル型		1組につき	26円
かぎホック付け	ウエスト用、前かん		1組につき	32円
	ウエスト用以外、小、2つ穴		1組につき	28円
ボタン付け	18ミリメートル以下、 2つ穴、糸足つき	根巻き2～3回	1個につき	17円
		根巻き4回以上	1個につき	17円
	20ミリメートル以上、 4つ穴、糸足つき	根巻き2～3回	1個につき	18円
		根巻き4回以上	1個につき	18円
	2つ穴、カボタンつき		1個につき	24円
鎖系ループ付け	糸ループの長さ3センチメートル		1か所につき	13円
	糸ループの長さ5センチメートル		1か所につき	20円
ベント止め又はプリーツ しつけ	×印しつけ止め		1か所につき	14円
そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上		10センチメートルにつき	24円
そで口裏まつり			10センチメートルにつき	22円
ファスナー裏まつり			10センチメートルにつき	22円
襟付けまつり			10センチメートルにつき	21円
ウエスト裏まつり			20センチメートルにつき	27円
肩パット付け	内パット		1組(1着分)につき	62円
	外パット		1組(1着分)につき	59円
カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき止め		1着分につき	70円
襟付け	襟カバーまつり、かんぬき止め		1枚につき	35円
バックル付け	ベルトの幅が5センチメートルのもの		1個につき	18円

3 東京都電気機械器具製造業最低工賃

効 力 発 生 の 日
令和4年12月24日

【適用対象者】

東京都内において、電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者及びその委託者

品 目	工 程	規 格	金 額
電気部品（プリント基板に用いるものに限る。）	整形のうち、足の曲げ	2本のリード線について行うもの	1個につき 1円30銭
プリント基板	部品の差し		1個につき 1円35銭
	部品の差し、折り曲げ及び切り		1個につき 2円60銭
	部品の差し、折り曲げ、切り及び手はんだ		1個につき 6円25銭
	ICの差し	足の本数が28本以下のもの	1個につき 2円65銭
		足の本数が30本以上のもの	1個につき 3円38銭
	マスキング（後付け部品のための穴にテープを貼ることをいう。）	テープの幅6ミリメートル以下、長さ30ミリメートル以上70ミリメートル以下について行うもの	1 か 所につき 94銭
コネクタ	差し（リード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。）		1端子につき 83銭
シールド線	端末加工（表面の絶縁被覆部分のはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の端末をはんだ付けすることをいう。）	1しんで、かつ、15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	1か所につき 5円03銭
	チューブ挿入（端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。）	15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	1本につき 2円86銭
スライドスイッチ	端子差し	単独又は2以上連結した端子	1差しにつき 1円09銭

労働者には最低賃金！ 家内労働者には最低工賃!!

守ろう家内労働法 確かめよう最低工賃

自宅などを作業場として、製造・加工業者や販売業者（問屋など）などから物品の提供を受けて、一人若しくは同居の親族とともに、その物品を部品又は原材料とする物品の製造や加工を行うことを「家内労働」、家内労働を行う者を「家内労働者」といいます。

東京都内の事業場とその事業場で働く労働者には、東京都最低賃金が適用されます。同様に、委託者とその委託者から委託を受ける家内労働者には、家内労働法に基づき最低工賃が適用されます。

現在、東京都において最低工賃が定められているのは次の3業種です。

東京都革靴製造業最低工賃

東京都婦人既製洋服製造業最低工賃

東京都電気機械器具製造業最低工賃

委託者は、東京都内で特定の業務に従事する家内労働者に対し、次ページ以降に記載された金額以上の工賃を支払わなければなりません。

詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課（03-3512-1614）又は
東京都内の各労働基準監督署・支署にお問い合わせください。

東京労働局ホームページ
賃金・最低賃金・家内労働関係
家内労働に関すること

